

医整第967号
令和4年12月14日

岐阜市保健所長 }
各保健所長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

高齢の患者のケアを意識した適切な療養環境の確保と転退院機能の強化について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から下記のとおり医療機関等への周知依頼がありましたので、内容を御了知の上、関係機関等に周知願います。

なお、一般社団法人岐阜県医師会、公益社団法人岐阜県歯科医師会及び一般社団法人岐阜県病院協会には別途通知しましたので、申し添えます。

記

(厚生労働省からの周知依頼事項)

- オミクロン株の特性を踏まえると、高齢の患者の入院治療において、リハビリテーションをはじめとしたケアを意識した患者のための医療の強化を図っていくことも、適切な療養環境の確保や適切な退院の観点から重要となる。
- 高齢の患者等の入院治療におけるリハビリテーションの効果に関しては、厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、和歌山県立医科大学の具体的な取組事例（実施患者の転帰等）とともに報告されており、日本リハビリテーション医学会においても、発症早期から適切なリハビリテーション治療を可能な限り実施することが重要である旨の提言がなされている。
- このため、発症早期からの適切なリハビリテーションの提供について、管内医療機関に対し、急性期の入院医療機関又は転院先の後方支援病院における確保や地域包括ケア病棟、慢性期病棟等における高齢の患者の受入れに可能な範囲で取り組んでいただけるよう、以下の取組事例の周知徹底をお願いしたい。
- また、リハビリテーション医療は医師や看護職員に加えて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等がチームで対応するものであり、関係する医療従事者が適切に院内感染対策を実施することが重要であるところ、以下にお示しするリハビリテーション医療を行う際に必要な感染対策の指針についても、管内医療機関に対し周知をお願いしたい。
更に、リハビリテーションを効果的に行うためには、栄養管理が重要であり、高齢者は

じめ新型コロナの患者への適切な栄養管理を行う際の参考となるガイドライン等についても以下にお示しするので、併せて周知をお願いしたい。

<発症早期からの適切なリハビリテーション治療の取組事例と必要な感染対策の指針>

- ・ COVID-19 感染患者に対するリハビリテーション治療 2020 年 4 月～2022 年 3 月（第 80 回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 4 年 4 月 13 日）資料 3－8）<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000928862.pdf>
- ・ 日本リハビリテーション医学会感染対策指針（COVID-19 含む）（2022 年 2 月 21 日日本リハビリテーション医学会）<https://www.jarm.or.jp/guideline/index.html>

<栄養管理を行う際の参考となるガイドライン等>

【高齢者の慢性期ケアにおける栄養管理、リハビリテーションと栄養管理】

- ・ 高齢者の慢性期ケアにおける栄養管理の実務の手引（日本健康・栄養システム学会）
<https://www.j-ncm.com/news/685/>
- ・ リハビリテーション栄養学会診療ガイドライン 2018 年版（日本リハビリテーション栄養学会）
https://minds.jcqh.or.jp/docs/gl_pdf/G0001083/4/rehabilitation_nutrition.pdf

【重症患者における栄養管理】

- ・ 日本版重症患者の栄養療法ガイドライン（2016）（日本集中治療医学会）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/23/2/23_185/_pdf
- ・ 日本版重症患者の栄養療法ガイドライン（2016）病態別栄養療法（同）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/24/5/24_24_569/_pdf
- ・ 静脈経腸栄養ガイドライン 第 3 版 Quick Reference（日本臨床栄養代謝学会）
https://www.jspen.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/201404QR_guideline.pdf

【新型コロナウイルス感染症に関する栄養管理】

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治療と予防に関する栄養学的提言（令和 3 年 4 月 10 日 日本臨床栄養代謝学会）
<https://www.jspen.or.jp/covid-19/>

医療整備課 医事係

担当係長 山下 担当 山内

TEL 058-272-1111 (2527)

直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1